

## 第 36 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 36 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：平成 29 年 11 月 9 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

会場：富山市役所 8 階 大会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画用途地域の変更について（富山市決定）

・・・富山駅周辺地区における容積率の変更

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（富山市決定）

・・・富山駅周辺地区における防火地域及び準防火地域の変更

議案第 3 号 富山南都市計画道路の変更について（富山県決定）

・・・上滝駅荒屋線の変更  
・・・荒屋合口用水線の廃止  
・・・花崎上滝線の変更  
・・・花崎荒屋線の廃止

議案第 4 号 富山南都市計画道路の変更について（富山市決定）

・・・上滝駅前線の変更  
・・・花崎公園下線の廃止  
・・・上野合口用水線の廃止

議案第 5 号 卸売市場の敷地の位置について

・・・建築基準法第 51 条ただし書きの許可について

議案第 6 号 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

・・・建築基準法第 51 条ただし書きの許可について

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：（役職変更委員、代理出席者、欠席委員の紹介）

事務局： 現在、審議委員 19 名中、13 名の出席をいただいておりますことをご報告いたします。

会 長：（あいさつ）

今回の署名委員として2人の委員にお願いしたいと思います。

委 員： 了承。

委 員： 了承。

会 長： それでは、これより議事に入ります。議案第1号、議案第2号につきましては、関連性が強いため、二件を一括して事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）  
（議案第1号、議案第2号について説明）

会 長： ありがとうございます。ご質問ご意見がありましたらお願いします。

委 員： 容積率を上げると建築物をより高く建築することができるようになりますが、高さ制限は緩和されるのでしょうか。また高度地区の指定はされているのでしょうか。

事 務 局： 富山駅周辺を含む本市の商業地域には、高度地区を指定しておりません。本市では、中高層住居系の用途地域におきまして、20m、25m、31mの3種類の高度地区指定をしております。

会 長： 他、特にご意見が無ければ議案第1号、議案第2号は、原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委 員： 異議なし。

会 長： 続いて議案第3号、議案第4号ですが、こちらも関連性が強いため、先ほど同様に二件を一括して事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）  
（議案第3号、議案第4号について説明）

会 長： ありがとうございます。

委 員： 人口や自動車交通量が増加している時代に決定され、現在の時代背景に合わなくなった都市計画道路については、本議案のように見直しを行い必要な変更、廃止を行うことは重要であると考えています。

しかしながら、議会等でも申し上げておりますが、地域の生活に必要な歩道の

整備や道路の改良、補修などについては、今後もしっかりと取り組んで頂きたい。

また、既存の道路網をできるだけ活用した、安全な交通網の整備をしていただきたい。

事務局： 既存の道路における必要な部分の改良、道路側溝の改修等は市、県において計画的に進められておりますが、今回頂きましたご意見は、担当部局等に改めて伝えさせていただきます。

会長： 市街地の変遷を見ると例えば、（都）荒屋合口用水線などの都市計画道路の線引きがされているところにも住宅地が広がってきていますが、これらの住宅は、木造2階建以下の比較的取り壊しやすい、都市計画法第53条の許可を受けて建築された住宅であるということでしょうか？

事務局： 住宅団地の開発に伴って建築された住宅については、都市計画法第53条の許可を受けて建築されていると考えております。大山地域の住宅団地については、開発されてから長期間が立っており、建物の建て替えも今後想定されることから、状況に合わせ適切な都市計画道路の見直しが必要と考えております。

会長： 市内各地で未だ着手していない都市計画道路などがあり、時代の変化の中での的確な判断を積み重ねていただきたいと思います。

委員： （都）荒屋合口用水線の都市計画決定は昭和33年頃とのことですが、設定法線付近の既存住宅地の開発はいつ頃でしょうか。

事務局： 住宅地の開発は昭和41年と昭和48年に行われております。

委員： 都市計画道路の決定がされてから、それほど年数が経過していない住宅地の開発ですので、本来、都市計画道路の法線に配慮して団地内の区画道路等が整備されるべきだったのではないのでしょうか。戸建住宅の2階以下の木造であれば53条の許可を得れば建築できるが、このようにしてしまうと都市計画道路を建設しようとする建物が計画道路にかかってしまうのは不合理に思います。このような地区はほかにもありますか。

会長： 都市計画道路を設定した後で、宅地開発が進んでしまった例について、開発行為者とのようなやりとりがされているか参考に伺えますか。

事務局： 都市計画道路を意識して団地の区画計画をしてもらい、都市計画道路の計画線内を宅地化しても売らないように努力していただいた例もございますが、多くの場合、都市計画道路の計画法線を意識し造成した後に、宅地として販売し、53条の許可を得て住宅を建築するケースが多いと思います。また、開発行為者が、都

市計画道路の実現性が低いと考え、計画を無視した開発を強行されるケースもあります。市としては、特に重要な都市計画道路については、都市計画道路の事業実施の際に支障とならないよう、都市計画道路の計画法線を意識した開発となるよう、粘り強く、開発行為者に指導を行っております。

会 長： 一般的に高度経済成長の時代などでは、都市計画道路の計画線よりも市街化を優先することが望ましいという風潮があり、都市計画道路の設定があったが、宅地開発が進んでしまったということだと思います。このような場合、どのような経緯があったか示す資料があれば、都市計画道路の変更の際の判断材料になると思いますので、協議の経緯を残しておくことも必要だと思います。

この議案は、古くに都市計画決定された道路を、現在の市街地や人口、将来の交通量の予測に合わせ、望ましい都市計画道路網に変更、廃止を行うものでございますので、特にご意見が無ければ議案第3号、議案第4号は、原案のとおり議決させていただきたいと思っております。

委 員： 異議なし。

会 長： 次に議案第5号、議案第6号ですが、こちらは両案件ともに建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく審議案件であり、二件を一括して審議した方が良いと判断されますので、こちらも一括して事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）  
（議案第5号、議案第6号について説明）

会 長： ありがとうございます。

委 員： 議案第6号中川工業の案件についてですが、1日18台分の木材を搬入しそのうち産業廃棄物扱いが4台分とのことですが、残る14台分は産業廃棄物ではないということでしょうか。あと、産業廃棄物としての木材の処理はどこですのでしょうか。

事 務 局： 処理するのはどちらも同じ木材ですから、産業廃棄物もそれ以外の一般分も同じ場所で同じ機械で処理をします。産業廃棄物とそれ以外は、搬入される時間帯で分けられています。

会 長： 特にご意見が無ければ議案第5号、議案第6号は、原案のとおり議決させていただきたいと思っております。

委 員： 異議なし。

会 長： これをもちまして、予定しておりました議案第 1 号から議案第 6 号までは、すべて原案のとおり議決させていただきました。ありがとうございました。

事 務 局： ありがとうございました。（第 36 回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：宮口委員、高山委員、稲葉委員、尾崎委員、山田委員、中田委員、  
秋月委員、岡部委員、松井委員、鋪田委員、福濱委員（代理）、  
金丸委員（代理）、村岡委員（代理）  
（計 13 名）

事務局：都市整備部長、都市整備部次長（技術）、都市政策課長、ほか 7 名